

被告らの違法行為による損害について

審級	第一審		控訴審		
提起	平成16年8月24日		平成18年4月6日		
損害内訳	算定期間	額(A)	算定期間	額(B)	合計額(A)+(B)
1 住基ネット設備関連費用	平成15年6月4日～平成16年7月31日	11,716,866	平成16年8月1日～平成18年3月31日	7,755,048	19,471,914
2 転入転出手続上の郵便費用	平成15年8月25日～平成16年6月30日	3,042,160	平成16年7月1日～平成18年3月31日	6,173,280	9,215,440
3 住民票無料交付	平成15年6月4日～平成16年6月30日	5,855,882	平成16年7月1日～平成18年3月31日	11,110,663	16,966,545
4 人件費(合計)		24,154,769		31,260,753	55,415,522
ア 削減可能な人件費相当額の損害	平成15年6月4日～平成16年8月23日(447日)	23,482,769	平成16年8月24日～平成18年4月5日(590日)	30,995,153	54,477,922
イ 人員不足によるアルバイト相当額の損害	平成16年3月分	672,000	平成17年3月分・平成18年3月分	265,600	937,600
合計額		44,769,677		56,299,744	101,069,421

※ 平成15年6月4日 横浜方式での住基ネットへの参加を表明

※ 平成15年8月25日 住基ネットの第2次稼働

平成18年4月6日